

広報 北条砂丘

平成15年5月発行 No.8

編集・発行 水土里ネット北条砂丘(北条砂丘土地改良区) 東伯郡北条町下神1108-1
TEL(0858)36-2004・2620 TEL/FAX(0858)36-2620

第52回 通常総代会開催

平成15年3月26日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、北条町 池田産業課長、大栄町 村岡助役、大規模基盤整備室 河田室長のご臨席を賜り、第52回通常総代会を開催しました。

総代49人(定数65人、出席率75%)の出席をいただき、議長には北条町弓原の大田英一郎総代が選出され、提出された19議案を原案のとおり承認し午後3時20分閉会しました。

濱根理事長は「農業は大変難しい時代になっているが、北条砂丘土地改良区では、老朽化した施設更新のため県営畑総事業に取り組み、北条砂丘3地区が事業開始することが出来たのは、皆様のご尽力によるものと感謝します。高齢化による後継者不足等が進んでいる中で、この度の畑総事業・関連ソフト事業を活用して担い手農家育成に頑張り、農業の発展を推進するよう努力する」ことを要旨とした挨拶を行いました。

なお、提出議案のうち平成13年度決算及び平成15年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成13年度 一般会計決算》

(収入)		決算額付		(支出)		決算額付	
科	目		記	科	目		記
1	組合費	126,359,710円	經常賦課金、特別賦課金	1	事務費	29,575,719円	事務費、総代会費
2	助成金	9,451,268	町補助金	2	事業費	11,831,372	適正化事業 他
3	財産収入	5,631	預金利子	3	負担金	56,946,000	畑総事業、県土連負担金
4	使用料手数料	247,010	施設使用、手数料	4	維持管理費	38,013,533	揚水管理費 他
5	繰入金	17,193,947	特別会計から經常費他繰入	5	償還金及び利子	94,141,200	ほ場整備、かん排、平準化償還
6	長期借入金	72,260,000	畑総事業、平準化事業費	6	繰出金	2,026,568	職員退職給与金
7	雑収入	1,054,429	手数料 他	7	諸費	2,582,338	賦課金徴収手数料 他
8	維持管理適正化事業	2,835,000	県土連事業交付金	8	予備費	0	
9	事業推進費	6,000,000	畑総ソフト事業				
10	繰越金	277,117	前年度繰越金				
合	計	235,684,112		合	計	235,116,730	

差引残額 567,382円は翌年度に繰越

《平成13年度 決済金特別会計決算》

(収入)		決算額付		(支出)		決算額付	
科	目		記	科	目		記
1	決済金	19,103,298円	6.5ha地区除外	1	繰出金	17,193,947円	一般会計繰出金
2	雑収入	575,282	預金利子 他	2	繰越金	204,586,779	次年度繰越金
3	繰越金	202,102,146	前年度繰越金				
合	計	221,780,726		合	計	221,780,726	

《平成13年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)		決算額付		(支出)		決算額付	
科	目		記	科	目		記
1	一般会計繰入金	2,000,000円		1	退職給与金	0円	
2	雑収入	61,045	預金利子	2	繰越金	37,356,455	次年度繰越金
3	繰越金	35,295,410	前年度繰越金				
合	計	37,356,455		合	計	37,356,455	

《平成13年度 財産目録》

摘 要		金額	摘 要		金額
【資産】		円	【負債】		円
流動資産		3,747,032	長期負債		457,382,437
(1) 現金及び預金		567,382	(1) 農林漁業金融公庫(ほ場整備事業)		22,689,621
(2) 未収賦課金		3,179,650	(2) 鳥取中央農業協同組合北条町支所		74,580,000
特定資産		241,943,234	(ほ場整備事業)		86,049,247
(1) 職員退職給与積立金見返預金		37,356,455	(償還平準化事業)		18,902,412
(2) 転用決済金積立金見返預金		204,586,779	(かんがい排水事業)		255,161,157
基本資産		8,000	積立金		241,943,234
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金		8,000	(1) 職員退職給与引当金積立金		37,356,455
固定資産			(2) 転用決済金積立金		204,586,779
事務所及び水槽	3,459㎡		負債合計		699,325,671円
江北貯水槽	1,081㎡				
由良東浜排水機場、ため池	440㎡				
由良西浜揚水機場、貯水槽	2,666㎡				
雑種地	1,015㎡				
資産合計		245,698,266円			

平成14年5月31日調整



組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますが、近年パイプの破損事故が多発しております。漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。(電話36-2004, 36-2620)



土地改良区の愛称が決まりました! 「水土里(みどり)ネット」

「21世紀土地改良区創造運動」の一環として、土地改良区にふさわしい愛称を全国に募集し、「水土里ネット」に決まりました。「水」は農業用水などを、「土」は土地、農地、土壌などを、「里」は農村空間や農家及び非農家の居住空間などを表します。

《平成15年度

一般会計予算》

(収入)

科 目	予 算 額	付 記
1組 合 費	138,501千円	經常賦課金、特別賦課金
2助 成 金	10,470	町補助金
3財 産 収 入	1	預金利子
4使用料及び手数料	81	土地使用料、手数料 他
5繰 入 金	20,601	特別会計から經常費他繰入
6長 期 借 入 金	196,270	償還平準化事業、畑総事業
7雑 収 入	103	過年度未収金 他
8維持管理適正化事業	5,562	県土連事業交付金
9事業推進費	6,800	畑総ソフト事業
10繰 越 金	250	前年度繰越金
合 計	378,639	

(支出)

科 目	予 算 額	付 記
1事 務 費	30,455千円	事務費、総代会費
2事 業 費	17,011	維持管理適正化事業 他
3負 担 金	189,680	畑総事業、県土連負担金
4維持管理費	37,961	揚水管理費 他
5償還及び利子	98,218	ほ場整備、かん排、畑総、平準化
6繰 出 金	2,007	職員退職給与金 他
7諸 費	2,907	賦課金徴収手数料 他
8予 備 費	400	
合 計	378,639	

《平成15年度 決済金特別会計予算》

(収入)

科 目	予 算 額	付 記
1決 済 金	10千円	地区除外
2雑 収 入	180	預金利子 他
3繰 越 金	204,444	前年度繰越金
合 計	204,634	

(支出)

科 目	予 算 額	付 記
1繰 出 金	20,601千円	一般会計繰出金
2繰 越 金	184,033	次年度繰越金
合 計	204,634	

《平成15年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)

科 目	予 算 額	付 記
1一般会計繰入金	2,000千円	
2雑 収 入	15	預金利子
3繰 越 金	39,383	前年度繰越金
合 計	41,398	

(支出)

科 目	予 算 額	付 記
1退職給与金	1千円	
2繰 越 金	41,397	次年度繰越金
合 計	41,398	

☆平成15年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦 課 金 種 別	賦 課 期 日
1期	維持管理費(前期)	平成15年7月1日～7月31日
2期	維持管理費(後期)	平成15年8月1日～9月1日
3期	かんがい排水事業特別負担金(前期)	平成15年9月1日～9月30日
4期	かんがい排水事業特別負担金(後期)	平成15年10月1日～10月31日
5期	ほ場整備事業特別負担金	平成15年11月1日～12月1日
6期	畑地帯総合整備事業特別負担金	平成15年12月1日～12月25日

◇徴収金額(10アール当り)

イ	維持管理費	8,800円 (前期4,500円・後期4,300円)
ロ	かんがい排水事業特別負担金	8,470円 (前期4,470円・後期4,000円)
ハ	ほ場整備事業特別負担金	
	江北浜新田場地区	8,690円
	国坂地区	9,190円
ニ	畑地帯総合整備事業特別負担金	
	下北条地区	4,600円
	下北条(松神)地区	5,560円
	大栄地区	2,340円
	中北条地区	720円

組合費の納付方法について

期別で賦課しております組合費を、1期で全額納付していただくこともできます。全納を希望される方は、6月20日までに改良区に申し出て下さい。

☆地区除外の取り扱いについて

1. 農地転用(地区除外)を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
2. 農業振興地域から除外されている(以下、「農振外」)農地を除き、基本的に地区除外は認められません。(畑総事業完了後8年間を経過しない段階での地区除外は、国、県への補助金返還が必要となります。)(※ 農振外となっている農地は補助事業対象外となります。各集落での事業説明会では農振地域の再編入希望の農地については集落単位で取りまとめでいただき、県、町へ要望しています。農振外のままでは更新費用全額負担となり施設更新が困難です)ので、改良区では畑総事業完了年度を最終年度としてかんがい停止する方針です。
3. 県営畑総事業の関連、かんがい施設等を調査の上、支障が無い場合(支障があれば条件を付けて)許可書を交付します。
4. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、及び農振外の農地について下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

(注)

- 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- 2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

[平成15年度 地区除外決済金]

1	維持管理費決済金(10アール当り)	226,156円
2	償還金決済金(10アール当り)	
イ	かんがい排水(自動化)事業	23,250円
ロ	ほ場整備事業	
	江北浜新田場地区	30,789円
	国坂地区	60,048円
ハ	畑地帯総合整備事業	
	下北条地区	52,403円
	下北条(松神)地区	65,285円
	大栄地区	27,797円
	中北条地区	6,572円

☆こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届出下さい。(組合員資格喪失通知書は改良区にあります。)

1. 組合員の死亡
2. 土地の売買・譲渡
3. 住所や氏名の変更
4. 農業者経営移譲年金を受給

シユルフィッシュユフィルタ(シジミ取りフィルタ)が安くなりました!

メーカー(共立金属)と交渉し値下げすることになりました。1個¥5,250⇒¥3,500(税込)ご希望の方は改良区までお問い合わせ下さい!!